課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手	続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備考
	国立公園内の特別地域 (法 20)	地域振興局長 (二以上の地域振興局に またがる行為は知事) 地方環境事務所長 又は 環境大臣 (右に記載の県の処理 する事務以外)	許 地 () () () () () () () ()	(課) 	(行為の制限) 1 工作物の新築、改築又は増築 2 木竹の伐採 3 環境大臣が指定する区域内での木竹の損傷 4 鉱物の掘採又は土石の採取 5 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為 6 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺 1 kmの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出する行為 7 広告物その他これに類するものの工作物等への表示 8 屋外において土石その他環境大臣が指定するものを集積し、又は貯蔵すること 9 水面の埋立て又は干拓 10 土地の開墾その他土地の形状の変更 11 高山植物その他これに類する植物で環境大臣が指定するものの採取又は損傷 12 環境大臣が指定する区域内で当該区域が本来の生息地ではない植物で、風致の維持に影響を及ぼす恐れのあるものとして環境大臣が指定するものを植栽、又は種子をまくこと 13 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し若しくは殺傷し、又は卵を採取し、若しくは損傷すること。 14 環境大臣が指定するとの地の動物で環境大臣が指定するものを加て、風致の維持に影響を及ぼす恐れのあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと(家畜を含む) 15 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩の変更 16 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立入ること 17 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域で環境大臣が指定する区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸 18 前項各号のほか特別地域における風致の維持に影響を及ぼす恐れがある行為で政令で定めるもの	法20③ (適用除外) 法20③ただし書 法20⑨ 則12 (県が処理する事務) 法附属 左記の内、次に掲げる行為 (1) その高さが13m又はなる を超える工作物の新築、さる を超える工作物の新集に規定 が止法第2条第3項に規定 新築 (3) ダム、水門又はパラボラ は増築 (4) 自然公園法第20条第3 林法第5条第1項の地域 する要件に適合するものを 同項第3号、第4号及び第 (5) ゴルフコースの用に供す 更(面積が1,000 ㎡以 く。)	時は環境大臣の許可の水平投影面積が1,000 ㎡ 数築又は増築 る砂防設備又は地すべり等 きする地すべり防止施設の ラアンテナの新築、改築又 項第2号に掲げる行為(森 森林計画に定める伐採に関 と除く。)並びに同法同条 第6号に掲げる行為

適用法令等(主管課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 届 出 地域振興局 (環境課) → 自然保護課 → 自然環境事務所	行為の禁止・制限又は規制の内容 (行為の制限) 1 木竹の植栽 2 家畜の放牧	根 拠 条 文 法 20⑧ (適用除外) 則 12	備考
1 (1)	国立公園内の特別地域内 の利用調整地区 (法23) 国定公園内の特別地域	地域振興局長	→ 環境省 	(立入制限) 何人も環境大臣が定める期間内は、環境大臣の認定を 受けてする立入に該当する場合を除き立ち入ってはなら ない (行為の制限)	法23③ 法24① 則13の4 (適用除外) 法23③ただし書 法24①ただし書 則13の5 法20③	(県内にはなし)
自然公園法(自然保護課)	(法20)	(二以上の地域振興局にまたがる場合は知事)	地域振興局 (環境課) → 自然保護課	規制の内容は、国立公園内の特別地域におけるものと同じ。	(適用除外) 法 20③ただし書 法 20⑨ 則 12	
禮無味)			届 出 地域振興局 (環境課) ↓ 自然保護課	(行為の制限) 1 木竹の植栽 2 家畜の放牧	法 20⑧ (適用除外) 則 12	
	国定公園内の特別地域内 の利用調整地区 (法23)	地域振興局長 (二以上の地域振興局に またがる場合は知事)	認定	(立入制限) 何人も知事が定める期間内は、知事の認定を受けてする立入に該当する場合を除き立ち入ってはならない	法 23③ 法 24① 則 13 の 4 (適用除外) 法 23③ただし書 法 24①ただし書 則 13 の 5	(県内にはなし)

適用法令等(主管課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手続続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備 考
1 (1) 自然公	国立公園内の特別保護地区 (法 21)	環境大臣(規模要件により地方環境事務所長)	許 可 地域振興局 (環境課) 自然保護課 自然環境事務所 ↓ (地方環境事務所) (環境省)	(行為の制限) 1 自然公園法第20条第3項第1号、第2号、第4号から第7号まで、第9号、第10号、第15号及び第16号に掲げる行為 2 木竹の損傷 3 木竹の植栽 4 動物を放つこと(家畜の放牧を含む) 5 屋外における物の集積又は貯蔵 6 火入れ又はたき火 7 木竹以外の植物の採取若しくは損傷又は落葉若しくは落枝の採取 8 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと 9 動物の捕獲若しくは殺傷又は動物の卵の採取若しくは損傷 10 道路及び広場以外の地域内での車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸 11 前項各号のほか特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼす恐れがある行為で政令で定めるもの		
園 法 (自然保護課)	国定公園内の特別保護地 区 (法21)	地域振興局長 (二以上の地域振興局に またがる場合は知事)	許 可 地域振興局 (環境課) ↓ 自然保護課	(行為の制限) 規制の内容は、国立公園内の特別保護地区におけるものと同じ。	法21③ (適用除外) 法21③ただし書 法21⑧ 則13	
課)	国立公園の普通地域 (法 33)	地域振興局長 (二以上の地域振興局に またがる場合は知事又は 規模要件により地方環境 事務所長もしくは環境大 臣)	届 地域振興局 (環境課) ↓ (自然保護課) ↓ (自然保護事務所) ↓ (地方環境事務所) ↓ (環境省)	(行為の制限) 1 その規模が環境省令で定める基準を超える工作物の新築、改築又は増築 2 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為 3 広告物その他これに類する物の掲出若しくは設置又は広告その他これに類するものの工作物等への表示 4 水面の埋立て又は干拓 5 鉱物の掘採又は土石の採取 6 土地の形状の変更 (届出の基準) 1 建築物 高さ13m 又は延面積1,000 ㎡ 2 送水管 長さ70m	(適用除外) 法33①ただし書	「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針」 (平成2年6月1日付環自保第343号環境庁自然保護局長通知) (自然保護協定の締結) 1 次の基準を超える行為については、当該事業者は地域振興局長及び市町村長と「自然保護協定」を締結しなければならない。(ただし、対象面積が30haを超えるものについては、事業者、市町村長、知事)(長野県自然環境保全条例23、同規則35、別表7)

適用法令 等(主管 課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手続続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備考
1(1) 自然公園法(自然保護課)				3 鉄塔 高さ30m 4 船舶の係留施設 長さ50m 5 ダム 高さ20m 6 鋼索鉄道 延長70m 7 索道 傾斜亘長 600m又は起点と終点との高低差200m 8 別荘地の用に供する道路 幅員2m 9 遊戯施設(建築物を除く。) 高さ13m又は水平投影面積1,000㎡ 10 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡ (行為の着手制限) 届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ当該届出に係る行為に着手してはならない。	法 33⑤	(1) 索道の建設 長さ200m (2) ゴルフ場その他の工作物 面積1ha (3) 宅地の造成・その他の土地の 形状変更 面積1ha (4) 鉱物の掘採・土石の採取 面積1ha (5) 水面の埋立て・干拓 面積1ha 2 締結の内容については、長野 県自然環境保全条例取扱要領別 表第3による。 3 国又は地方公共団体は適用除 外(長野県自然環境保全条例 20) (自然環境影響調査の実施) 次の基準を超える行為について は、当該事業者は、自然環境影響 調査を実施しなければならない。 (長野県自然環境保全条例 22、同 規則 32~34、同取扱要領別表 2) 1 索道の建設 長さ200m 2 スキー場の建設 面積1ha 3 その他の大規模開発行為 面積 30ha
	国定公園内の 普通地域(法33)	地域振興局長(二以上の地域振興局にまたがる場合は知事)	届 出地域振興局 (環境課) (環境課) ↓ 自然保護課	(行為の制限) 規制の内容は、国立公園の普通地域におけるものと同じ。 (届出の内容) 国立公園内の普通地域の基準と同じ。 (行為の着手制限) 国立公園内の普通地域におけるものと同じ。	法 33① 則 14 (適用除外) 法 33①ただし書 法 33⑦ 則 15 法 33⑤	(自然保護協定の締結) 国立公園の普通地域におけるものと同じ。 (自然環境影響調査の実施) 国立公園の普通地域におけるものと同じ。